

第 41 回通常総会議案

と き：平成 19 年 6 月 8 日（金）

と ころ：八丁堀シャンテ

広島県内陸部振興対策協議会

目 次

通常総会次第		1
第 1 号議案	平成 18 年度会務報告及び重点目標とその対応について	
	平成 18 年度会務報告	2
	平成 18 年度重点目標とその対応	3
参考資料	部局別要望事項	8
第 2 号議案	平成 18 年度歳入歳出決算について	
	歳入の部	12
	歳出の部	13
	監査意見書	14
第 3 号議案	役員の改選について（案）	15
第 4 号議案	平成 19 年度活動方針（案）、重点目標（案）及び 事業計画（案）について	
	平成 19 年度活動方針（案）	16
	平成 19 年度重点目標（案）	16
	平成 19 年度事業計画（案）	17
第 5 号議案	平成 19 年度歳入歳出予算（案）について	
	歳入の部	18
	歳出の部	19
	一般負担金（案）	20
広島県内陸部振興対策協議会会員名簿		21
広島県内陸部振興対策協議会会則		22

通 常 総 会 次 第

1 開 会

2 会 長 挨 拶

3 来 賓 祝 辞

4 議 事

(1) 第1号議案 平成18年度会務報告及び重点目標とその対応について

(2) 第2号議案 平成18年度歳入歳出決算について
(監査報告)

(3) 第3号議案 役員の改選について

(4) 第4号議案 平成19年度活動方針(案)、重点目標(案)及び
事業計画(案)について

(5) 第5号議案 平成19年度歳入歳出予算(案)について

5 そ の 他

6 閉 会

第1号議案

平成18年度会務報告及び重点目標とその対応について

平成18年度会務報告

年 月 日	事 業 内 容	場 所
平成18年 4月5日	平成17年度会計監査	安芸太田町 世 羅 町
5月19日	役 員 会	広島県議会
6月5日	第40回通常総会	KKR 広 島
6月27日 ～7月21日	平成19年度主要施策に関する要望事項の とりまとめ	事 務 局
8月18日	役 員 会	広島県議会
10月2日	理 事 会・講 演 会	広島県議会
10月16日	平成19年度主要施策に関する要望活動	広島県議会
平成19年 2月9日	役 員 会	広 島 市

平成18年度重点目標とその対応

1 中山間地域活性化事業の推進及び支援策の充実強化

県における中山間地域の活性化策として、これまで、生活基盤や情報基盤の整備、地域資源を活用した都市との交流、住民自治活動の活発化、地域リーダーの育成、生活交通ネットワークの維持・確保など、合併建設計画の着実な実施と地域の自立的発展を踏まえた多様な施策・支援が講じられ、また、地方分権の推進という点でも、「分権改革推進計画」に基づき、事務・権限の移譲が進められている。

中山間地域の振興・発展は、今後においても県全体の活性化を図る上で極めて重要な課題であるとの認識のもと、本地域の特殊性を前提とした施策の展開と実行性が確保されるよう、県の基本方針並びに合併建設計画等を基軸とする支援策の充実と、地域実情・住民ニーズに沿った権限移譲について、引き続き、要請及び推進していく必要がある。

また、財政力が弱い本地域においては、三位一体改革に係る税源移譲の適正実施、地方交付税の保障、財源調整機能の充実・強化等に向け、引き続き、関係各方面に要望していく必要がある。

2 合併建設計画における県事業の推進及び市町事業支援策の充実強化

平成17年度をもって内陸部振興対策協議会を構成する全ての市町が合併を完了し、自立と活力あるまちづくりに向けた諸施策が展開されている。

県においても、合併建設計画に掲げられた県事業を重点的に推進されるとともに、市町事業の円滑実施に係る支援、国に対する確実な財政措置の要請等に努力されている。

今後においても、広範となった合併後の市町が、周辺部も含めて早急かつ一体的に発展し、個性あるまちづくりを実現するため、これまでの支援策の確実な実施と、さらなる施策の充実を要請していく必要がある。

3 生活交通確保事業の推進及び支援策の充実強化

中山間地域においては、少子化・過疎化等の進行により、路線バスの利用者が減少する一方、地域実情に即したデマンド型乗合タクシーの需要が高まるなど、年々、生活交通の維持・確保は厳しさを増し、これに係る市町負担も増加傾向にある。

県においては、国・市町と連携し、広域的な生活バス路線の維持等に取り組まれ、地域実情に対応した生活交通支援策の充実にも努力されているが、引き続き、デマンド型乗合タクシーなどの新交通システムに対する支援策の創設、地域事情に沿った制度の拡充及び財政支援の充実強化等を要望する必要がある。

4 JR芸備線の輸送改善対策の推進

当該鉄道に関し、高速化や運行頻度の向上に関する具体的な整備方策等が検討されたものの、早期の事業実施は、多額な整備費を要することから困難と判断され、当面、利用促進に向けた具体的な活性化方策について、沿線自治体やJR西日本を含めた検討が継続されている。

利便性の向上については、朝夕やデタタイムの快速列車導入による時間短縮や全列車へのトイレ整備など、具体的な成果が得られているところであり、引き続き、沿線利用者のニーズを踏まえつつ、利便性の向上に向け要請していく必要がある。

5 JR可部線廃止区間の代替バス確保と沿線地域の観光交流支援策の充実強化

可部線廃止区間（可部から三段峡間）の代替交通確保については、全便、運行区間を三段峡までとし、急行バスにあっても、ほぼ従来の鉄道駅に停車するなど、生活交通の確保という視点を踏まえた運行形態が維持されている。

また、昨年1月には、民間との連携による交流推進団体が設立され、旧駅舎や新たな観光交流拠点を活かした交流活動が活発化しており、こうした活動が継続・発展するよう、沿線地域の実情に即した支援策を要請していく必要がある。

6 県立広島大学地域連携センターの機能及び体制の充実

平成17年4月に開学した県立広島大学では、地域貢献等を総合的に推進する「地域連携センター」を3キャンパスに設置し、統合のメリットを発揮するとともに、全学的な連携を図りながら各キャンパスの特色を生かした地域連携活動を展開されている。

特に庄原キャンパスの「庄原地域連携センター」においては、これまでの経緯を踏まえ、地域産業・地域社会の活性化、地域課題の解決等に貢献する機能を備え、政策提言や地域づくりへの支援強化を図られているところである。

また、平成17年度からは、重点研究事業に公募型の地域課題解決研究を追加し、さらに庄原市から新産業創出につながる農林業や環境保全に関する研究を受託するなど、地域課題の解決や活性化に係る諸事業を積極的に実践されている。

これまで築かれた3キャンパスと地域との連携・信頼関係を基礎とし、中山間地域の振興に係る当該地域連携センターの機能充実が図られるよう、引き続き、要請していく必要がある。

7 地域特性に立脚した環境政策・エネルギー政策の推進

県においては、産業廃棄物をリサイクル製品等として再利用する場合、生活環境保全上の支障が生じないように、不法処理の監視体制を整備されるとともに、適正処理の指導強化に努められ、また、不法投棄対策についても、国に対し制度改正を要請されている。

今後も、廃棄物の適正処理及び利活用を推進するため、より一層の監視・指導体制の

強化を要請する必要がある。

また、自然環境の保全と野生生物との共生については、「特定鳥獣保護管理計画」を策定され、絶滅の恐れのある西中国山地のツキノワグマに関し、広報体制の整備等による人的被害の防止と、適切な個体数の維持・管理の両立に努められている。

今後も、自然環境の保全と野生生物による人的被害防止対策の両面から、効果的な施策及び支援策について要請する必要がある。

8 中山間地域における医師確保対策をはじめとする医療体制の整備

中山間地域においては、産科・小児科などの特定診療科において、医師不足という深刻な課題を抱えている。

県においては、自治医科大学卒業医師の公立診療所等への派遣や、へき地医療拠点病院による巡回診療の支援などを実施され、平成19年度には、プライマリ・ケア医療養成事業や医科大学生等に対する奨学金制度を拡充するとともに、医師が不足する分野での診療報酬の見直し等について、引き続き、国への要望を予定されている。

しかし、居住地域内で分娩できない市町が県内3市6町に及び、特に中山間地域では、医師・看護師等の確保が困難な状況が続いており、居住地域内で安心して子どもを産み育てることのできる環境の整備と充実、総合的かつ持続可能な医師確保システムの構築について、引き続き、重要課題として要請する必要がある。

9 総合的、計画的な少子化対策の推進及び支援策の充実強化

県においては、「次世代育成支援対策促進法」に基づき、平成17年度から市町の次世代育成支援行動計画の推進、並びに総合的な次世代育成の支援施策に取り組まれている。

また、適切な支援・財源確保に関して国へ要望され、その成果も含め、地域の実情に応じた子育て支援に対し、地方財政措置が拡充されているところである。

しかし、一方では、保育所運営に係る補助制度が縮小されるなど、新たな課題も生じており、保育所運営に対する支援策の充実をはじめ、総合的・計画的な子育て支援・少子化対策について、引き続き、要請する必要がある。

10 森林環境の保全・水源かん養を目的とした新規財源の確保

県においては、森林の保全・整備等を促進するための新規財源として、平成19年度から「ひろしまの森づくり県民税」を導入し、荒廃した人工林や里山林の整備をはじめ、森林の公益的機能を持続的に発揮する諸事業に取り組まれる予定である。

森林が持つ水源かん養や二酸化炭素吸収等の公益的機能は、一都道府県に留まらず広域的なものであることから、当該目的の新規財源確保については、全国レベルでの導入が望ましく、今後は、財源の使途とともに注視していく必要がある。

11 広島県新農林水産業・農山漁村活性化行動計画における県事業の推進及び支援策の充実強化

県においては、県土保全や環境保全などの公益的機能の発揮、農山漁村の快適な生活空間の創出、さらには中山間地域の活性化を図るため、「産業として自立できる農林水産業の確立」を最重要課題とし、重点的な支援と生産基盤の強化に取り組まれている。今後においても、生産振興のみならず、地域振興・中山間地域対策の視点を堅持し、施策の充実や基盤整備等の支援を要請していく必要がある。

また、森林整備関係では、平成19年度から「ひろしまの森づくり事業」がスタートし、荒廃森林の整備、鳥獣被害対策等に加え、間伐材等をバイオマスエネルギーとして利活用する「木質バイオマス普及支援事業」にも取り組まれている。

引き続き、地球温暖化防止等をはじめ、森林の多面的・公益的な機能を維持するため、森林バイオマスを中心とした地域循環型エネルギー供給システムの確立、普及、促進に向け、関連施策に係る支援を要請する必要がある。

12 中国横断自動車道尾道松江線の整備促進

当該路線については、平成19年度で尾道JCT～甲山IC間の用地買収を概ね完了し、全面的な工事が進められるとともに、甲山IC以北については、用地買収、埋蔵文化財の調査が完了した区間で、順次、整備工事に着手される予定である。

また、平成16年1月に尾道～三刀屋木次間の施行命令が撤回され、同区間は国と地方の負担による新直轄方式で整備されることとなり、当該路線の県負担については、平成17年度からほぼ全額交付税措置されることとなっている。

引き続き、早期の全線供用開始に向け、強く要請する必要がある。

13 地域高規格道路の整備促進

地域高規格道路の計画路線として、広島中央フライトロード、江府三次道路、東広島高田道路が指定されている。

江府三次道路は、高道路約3kmが整備区間の指定を受け、平成19年度の供用開始に向け整備が進められている。また、鳥取県との県境部に位置し、平成17年3月に整備区間の指定を受けた鍵掛峠道路約7km(県内約3km)については、高尾三坂道路約5kmを含めた約12kmを対象に国土交通省の権限代行事業として事業推進が図られており、平成19年度は、調査・設計が行われる予定である。

東広島高田道路は、東広島道路約2kmが整備区間の指定を受け、平成20年代前半の供用開始に向け整備が進められている。また、平成17年3月に整備区間の指定を受けた向原吉田道路約5kmは、平成17年度から事業着手され、平成19年度は用地買収が始まる予定である。

広島中央フライトロードは、本郷大和道路約10kmが整備区間の指定を受け、一部区間約3kmが供用されており、平成22年の供用開始に向け、残り約7km区間の整備が進められている。

整備区間の指定を受けた区間は着実な整備促進を、指定を受けていない区間は指定等の早期事業化を、また、備北フライトロードについては、計画路線の指定に向け、引き続き関係機関に要請していく必要がある。

14 広島・江津間広域開発道路の整備促進

当該開発道路は、中国山地に隔てられた広島・島根を貫く基幹道路として、両県の人的・物的な交流促進と地域の一体的発展に寄与するものである。

本道路を構成する道路のうち広島県管理のものは、主要地方道安佐豊平芸北線、国道433号、国道186号、一般県道都川中野線、主要地方道旭戸河内線及び一般県道今福芸北線であり、総延長45kmのうち約40kmは改良済み、未改良区間についても、順次、改良される予定である。

引き続き、早期整備に向け、関係機関に要請していく必要がある。

15 中山間地域における学校教育の充実

県教育委員会では、中山間地域の学校教育の充実に向け、限られた定数の中での効果的な教職員の配置、学校管理・経営能力向上を目的とする管理主事の派遣、教育センタ―指導主事による教職員研修の支援など、実効的な対応に努められている。

また、学校統合に係る諸課題、学校施設の耐震化等に係る財源確保に関し、国へ要望・要請をされている。

今後も、中山間地域の学校教育における課題解決と教育内容の充実を図るため、諸施策の推進要望を続ける必要がある。

総務企画部

要 望 事 項	要 望 内 容	摘 要
1. 中山間地域活性化事業の推進及び支援策の充実強化	(1) 情報の格差是正に向けた施策推進と財政支援 ① 情報通信の基盤整備 (CATV・ADSL 等) に係る財政支援 ② 携帯電話の不感地域の解消 ③ 地上デジタル放送受信に係る支援	重点目標

地域振興部

要 望 事 項	要 望 内 容	摘 要
1. 中山間地域活性化事業の推進及び支援策の充実強化	(1) 財源の確保及び財政支援の充実 ① 税源移譲の適正実施及び地方交付税等の財源確保・財源調整機能の充実強化 ② 中山間地域活性化に係る支援策の維持・充実 ③ 上下水道の整備に係る財政支援の充実強化 (2) さるなる地方分権の推進 (3) 定住促進施策に係る支援 ① 定住促進に係る農地法の規制緩和 ② 定住促進対策事業に係る財政支援	重点目標
2. 合併建設計画における県事業の推進及び市町事業支援策の充実強化	(1) 合併建設計画の実施及び市町事業の実施に係る財政支援 ① 合併市町村補助金終了後の財政支援 ② 市町事業の実施に係る交付税・合併特例債等の財政支援の強化	重点目標
3. 生活交通確保事業の推進及び支援策の充実強化	(1) デマンド型乗合タクシー等への支援 ① デマンド型乗合タクシー等、新交通システムに係る支援策の創設 (2) 地方バス維持に係る支援 ① 地域実情に沿った補助制度の充実及び財政支援の充実強化 ② 既存バス路線維持に係る支援	重点目標
4. JR芸備線の輸送改善対策の推進	同 左	重点目標
5. JR可部線廃止区間の代替バス確保と沿線地域の観光交流支援策の充実強化	同 左	重点目標
6. 重点目標以外の要望事項	(1) 「過疎地域自立促進特別措置法」に係る合併後の指定区域の見直し	

県民生活部

要 望 事 項	要 望 内 容	摘 要
1. 県立広島大学地域連携センターの機能及び体制の充実	(1) 研究成果発表フォーラム等の開催による地域への貢献 (2) 地域連携センターの体制の充実	重点目標
2. 重点目標以外の要望事項	(1) 広島県総合行政通信網（衛星系）整備事業に係る負担の軽減 (2) 防災行政無線の整備に係る財政支援	

環境部

要 望 事 項	要 望 内 容	摘 要
1. 地域特性に立脚した環境政策・エネルギー政策の推進	(1) 廃棄物処理対策の強化 ① 産業廃棄物の適正な再利用に係る指導の強化 ② 監視・指導の強化、不法投棄対策への支援強化 ③ 家電リサイクル法の実施に伴う不法投棄対策への支援強化 (2) 自然環境の保全と野生動物との共生 ① ツキノワグマによる人的被害防止対策の強化	重点目標

福祉保健部

要 望 事 項	要 望 内 容	摘 要
1. 中山間地域における医師確保対策をはじめとする医療体制の整備	(1) 中山間地域における医師等の確保 ① 小児科、麻酔科、産婦人科等、特定診療科の医師確保 ② 医師・看護師等医療従事者の確保 ③ 中山間地域における医師確保システムの構築 (2) 中山間地域における医療体制の維持・充実 ① 県立神石三和病院の存続	重点目標
2. 総合的、計画的な少子化対策の推進及び支援策の充実強化	(1) 少子化対策の推進及び支援策の充実強化 ① 次世代育成支援行動計画の施策実施に係る財政支援 ② 少子化対策に係る財政支援 (2) 保育所運営に係る総合支援策の充実 ① 保育所運営に係る財政支援と延長保育に係る補助採択要件の緩和 ② 産休代替職員に係る補助制度の継続 ③ 保育対策等促進補助金における障害児保育円滑化事業の補助採択要件の緩和 (3) 放課後児童育成健全事業に係る支援 ① 放課後児童育成健全事業に係る財政支援と補助採択要件の緩和	重点目標
3. 重点目標以外の要望事項	(1) 介護保険制度に係る支援の充実強化 ① 介護保険制度の運営に係る事務費等の財政支援 ② 地域包括支援センター運営に係る支援 ③ 介護予防・地域支え合い事業に係る財政支援 (2) 障害者の自立支援に係る支援の充実 ① 障害者の経済的自立支援の充実	

	② 障害者地域生活支援事業の実施に係る補助制度の創設 (3) 保健所設置に係る要件の緩和 (4) 福祉事務所設置市町に係る交付税措置の堅持 (5) 生活保護費国庫負担率 3/4 の堅持 (6) がん検診に係る県の財政支援 (7) 知的障害者更生相談所・婦人相談所業務の権限移譲 (8) がん診療連携拠点病院における病理医の確保	
--	---	--

農林水産部

要 望 事 項	要 望 内 容	摘 要
1. 森林環境の保全・水源かん養を目的とした新規財源の確保	同 左	重点目標
2. 広島県新農林水産業・農山漁村活性化行動計画における県事業の推進及び支援策の充実強化	(1) 中山間地域への総合的な支援 ① 地域特性を活かした中山間地域の活性化対策に係る財政支援 ② 新山村振興等農林漁業特別対策事業の推進 ③ 農地・水・農村環境保全向上活動支援事業に係る財政支援 (2) 農業・農村基盤整備事業の推進 ① 県営整備事業（営農団地・ほ場整備・農道整備等）の推進 ② 土地改良施設に係るリニューアル事業の新設 ③ 小規模農業基盤整備（県単独公共農村基盤整備事業）における予算拡充及び補助採択要件の緩和 ④ 元気な地域づくり交付金の予算確保 (3) 農業者及び農業団体の確保・育成に係る支援 ① 集落農場型農業生産法人設立育成に係る支援 ② 集落法人育成加速化支援事業における現行の補助率の引き上げ ③ 県営土地改良事業に係る権限移譲の推進 ④ 土地改良区が行うことのできる事業の拡大 (4) 公益的な機能維持に係る森林整備事業の推進 ① 木質バイオマスエネルギーの普及・活用に係る施策の推進 ② 森林整備地域活動支援事業の予算確保 ③ 松くい虫被害対策及び造林事業の推進 (5) 有害鳥獣被害防止対策の充実 ① 有害鳥獣駆除対策の充実強化 ② 有害鳥獣防除対策の充実強化	重点目標
3. 重点目標以外の要望事項	(1) グリーンツーリズム事業に係る規制緩和 (2) 中山間地域の地域課題解決に対する支援	

土木部

要 望 事 項	要 望 内 容	摘 要
1. 中国横断自動車道尾道松江線の整備促進	同 左	重点目標
2. 地域高規格道路の整備促進	(1) 地域高規格道路の整備促進 ① 江府三次道路 ② 東広島高田道路 ③ 広島中央フライトロード (2) 交流促進型広域道路の整備促進 ① 備北フライトロード（甲山・油木）構想	重点目標
3. 広島～江津間広域開発道路の整備促進	同 左	重点目標
4. 合併建設計画における県事業の推進及び市町事業支援策の充実強化	(1) 合併支援道路網整備の促進	重点目標
5. 重点目標以外の要望事項	(1) 国道・県道の整備促進 (2) 河川改修の促進 (3) 道路事業に係る権限移譲の推進	

都市部

要 望 事 項	要 望 内 容	摘 要
1. 重点目標以外の要望事項	(1) 県の都市計画決定、認可等の権限移譲の推進	

教育委員会

要 望 事 項	要 望 内 容	摘 要
1. 中山間地域における学校教育の充実	(1) 教職員体制の充実 ① 小規模校の教職員定数の見直しと加配制度の充実 ② 小規模校への専任教頭の配置 ③ 指導主事派遣及び補助制度の存続 ④ 教職員の研修機会の充実 (2) 準要保護児童生徒に係る援助費国庫補助金の復活 (3) 学校施設の耐震化に係る財政支援 (4) 学校統廃合に係る支援策の強化 ① 小学校適正配置に伴う財政支援 ② 遠距離通学に係る補助対象期間の延長 (5) 高等学校の存続及び発展 ① 県立高校の現体制維持と教育内容、教職員の充実 ② 県立高校と県立農業技術大学校の連携 (6) 教職員人事権の早期移譲	重点目標

第2号議案

平成18年度歳入歳出決算について

歳入の部

(単位：円)

款	項	目	当初予算額	補正額	予算現額	収入済額	収入未済額	備考
1. 会 費			2,009,000	0	2,009,000	2,009,000	0	
	1. 会 費		2,009,000	0	2,009,000	2,009,000	0	
		1. 一般負担金	1,241,000	0	1,241,000	1,241,000	0	
		2. 特別負担金	768,000	0	768,000	768,000	0	
2. 補助金			150,000	0	150,000	150,000	0	
	1. 補助金		150,000	0	150,000	150,000	0	
		1. 県補助金	150,000	0	150,000	150,000	0	
3. 雑収入			1,000	0	1,000	456	△ 544	
	1. 雑収入		1,000	0	1,000	456	△ 544	
		1. 雑 収 入	1,000	0	1,000	456	△ 544	
4. 繰越金			496,000	0	496,000	496,408	408	
	1. 繰越金		496,000	0	496,000	496,408	408	
		1. 繰 越 金	496,000	0	496,000	496,408	408	
歳 入 合 計			2,656,000	0	2,656,000	2,655,864	△ 136	

歳出の部

(単位: 円)

款	項	目	当初予算額	補正額	充・流用額	予算現額	支出済額	不用額	備考
1. 事務局費			1,020,000	0	0	1,020,000	818,973	201,027	
	1. 事務局費		1,020,000	0	0	1,020,000	818,973	201,027	
		1. 報酬	600,000	0	0	600,000	600,000	0	
		2. 賃金	140,000	0	0	140,000	31,276	108,724	
		3. 旅費	90,000	0	0	90,000	36,940	53,060	
		4. 需用費	100,000	0	0	100,000	92,236	7,764	
		5. 役務費	40,000	0	0	40,000	11,350	28,650	
		6. 諸費	50,000	0	0	50,000	47,171	2,829	
2. 会議費			303,000	0	0	303,000	218,190	84,810	
	1. 総会費		161,000	0	0	161,000	118,230	42,770	
		1. 需用費	110,000	0	0	110,000	95,680	14,320	
		2. 借上料	50,000	0	0	50,000	22,550	27,450	
		3. 諸費	1,000	0	0	1,000	0	1,000	
	2. 役員会費		142,000	0	0	142,000	99,960	42,040	
		1. 需用費	140,000	0	0	140,000	99,225	40,775	
		2. 借上料	1,000	0	0	1,000	0	1,000	
		3. 諸費	1,000	0	0	1,000	735	265	
3. 事業費			1,320,000	0	0	1,320,000	1,051,594	268,406	
	1. 調査企画費		390,000	0	0	390,000	323,065	66,935	
		1. 賃金	250,000	0	0	250,000	237,241	12,759	
		2. 旅費	20,000	0	0	20,000	0	20,000	
		3. 需用費	90,000	0	0	90,000	85,824	4,176	
		4. 役務費	30,000	0	0	30,000	0	30,000	
	2. 促進対策費		930,000	0	0	930,000	728,529	201,471	
		1. 旅費	150,000	0	0	150,000	70,930	79,070	
		2. 需用費	120,000	0	0	120,000	113,999	6,001	
		3. 活動費	650,000	0	0	650,000	537,400	112,600	
		4. 諸費	10,000	0	0	10,000	6,200	3,800	
4. 予備費			13,000	0	0	13,000	0	13,000	
	1. 予備費		13,000	0	0	13,000	0	13,000	
		1. 予備費	13,000	0	0	13,000	0	13,000	
歳出合計			2,656,000	0	0	2,656,000	2,088,757	567,243	

歳入合計 2,655,864 円

歳出合計 2,088,757 円

差引繰越額 567,107 円

監 査 意 見 書

広島県内陸部振興対策協議会の平成18年度会計に係る歳入歳出決算書について、
関係諸帳簿類と照合し監査を実施した結果、予算の執行は適正であり、その結果につ
いても正確に処理されていることを認めます。

平成19年4月11日

監 事 安芸太田町長 佐々木清蔵



世羅町長 山口寛昭



第3号議案

役員の改選について

広島県内陸部振興対策協議会役員（案）

	旧役員 任期：平成17年6月3日～平成19年6月8日	新役員（案） 任期：平成19年6月8日～
顧問		県議会議員 小島敏文
会長	県議会議員 小島敏文	県議会議員 児玉浩
副会長	庄原市長 滝口季彦	庄原市長 滝口季彦
副会長	神石高原町長 牧野雄光	北広島町長 竹下正彦
幹事長		県議会議員 小林秀矩
副幹事長		県議会議員 野村常雄
理事	県議会議員 児玉浩	県議会議員 下森宏昭
	県議会議員 小林秀矩	
	庄原市議長 八谷文策	庄原市議長 八谷文策
	三次市長 吉岡広小路	
	三次市議長 伊達亮詞	三次市議長 伊達亮詞
	安芸高田市長 児玉更太郎	安芸高田市長 児玉更太郎
	安芸高田市議長 松浦利貞	安芸高田市議長 松浦利貞
	三原市長 五藤康之	三原市長 五藤康之
	三原市議長 真嶋智	三原市議長 真嶋智
		安芸太田町長 佐々木清蔵
	安芸太田町議長 長尾勝美	安芸太田町議長 長尾勝美
	北広島町長 竹下正彦	
	北広島町議長 加計雅章	北広島町議長 加計雅章
	世羅町議長 水間茂	世羅町議長 水間茂
		神石高原町長 牧野雄光
	神石高原町議長 岡崎 箕	神石高原町議長 岡崎 箕
監事	安芸太田町長 佐々木清蔵	三次市長 吉岡広小路
	世羅町長 山口寛昭	世羅町長 山口寛昭

第4号議案

平成19年度活動方針（案）、重点目標（案）及び事業計画（案）について

1 平成19年度活動方針（案）

中山間地域の4市4町が結集する広島県内陸部振興対策協議会は、昭和43年の設立以来、会員相互の緊密なる連携のもと、地域の振興・活性化に向け積極的かつ着実な活動を展開してきた。また、要望活動の成果として、本年度より「ひろしまの森づくり県民税」が導入され、森林の有する公益機能を持続的に発展させることを目的とした「ひろしま森づくり事業」が推進されている。

しかしながら、引き続く人口の減少や著しい少子・高齢化の進行、農林業・商工業等を中心とした地域産業の衰退、生活・産業基盤における都市部との整備格差など、依然として多くの課題を抱えているほか、財政基盤が弱い本地域の自治体は、地方交付税等の実質的な大幅削減により、危機的な財政運営を余儀なくされている。

一方で、本地域は、国土保全、水源かん養、良好な景観形成、地球温暖化防止等、多面的機能を有しており、国民生活にとって重要な役割を担っている。

以上を踏まえ、広島県内陸部振興対策協議会は、広島県の活性化はもとより、美しい国土と環境を未来に引き継ぐため、国・県の施策が総合的かつ計画的に推進されるよう引き続き積極的な活動を展開し、次代に誇りと自信を持って継承することができる地域社会の創造と内陸地域の発展をめざすものである。

2 平成19年度重点目標（案）

- 1 中山間地域活性化事業の推進及び支援策の充実強化
- 2 都市と中山間地域における情報格差の解消
- 3 合併建設計画における県事業の推進及び市町事業支援策の充実強化
- 4 生活交通確保事業の推進及び支援策の充実強化
- 5 J R芸備線の輸送改善対策の推進
- 6 J R可部線廃止区間の代替バス確保と沿線地域の観光交流支援策の充実強化
- 7 県立広島大学地域連携センターの機能及び体制の充実
- 8 地域特性に立脚した環境政策・エネルギー政策の推進
- 9 中山間地域における医師確保対策をはじめとする医療体制の整備
- 10 総合的、計画的な少子化対策の推進及び支援策の充実強化
- 11 広島県新農林水産業・農山漁村活性化行動計画における県事業の推進及び支援策の充実強化
- 12 中山間地域における集落維持施策の充実強化
- 13 鳥インフルエンザ等家畜伝染病対策の充実強化
- 14 中国横断自動車道尾道松江線の整備促進
- 15 地域高規格道路の整備促進
- 16 広島・江津間広域開発道路の整備促進
- 17 中山間地域における学校教育の充実
- 18 学校統廃合後の支援策の充実
- 19 中山間地域における駐在所の整備推進

3 平成19年度事業計画（案）

年 月 日	事 業 内 容	場 所
平成19年 4月11日	平成18年度会計監査	安芸太田町 世 羅 町
4月22日	県議会議員意見交換会	広 島 市 内
5月24日	役 員 会	広島県議会
6月8日	第41回通常総会	八丁堀ｼﾝﾅﾘ
7月～ 8月	平成19年度主要施策に関する要望事項の とりまとめ	事 務 局
8月中旬	役 員 会	広島県議会
9月中旬	理 事 会	広島県議会
10月中旬	平成19年度主要施策に関する要望活動	広島県議会
11月	平成19年度主要施策に関する中央要望活動	東 京
平成20年 2月中旬	役 員 会	広 島 市 内

第5号議案

平成19年度歳入歳出予算（案）について

歳入の部

（単位：千円）

款	項	目	予 算 額	対前年比較	摘 要
1. 会 費			1,669	△ 340	
	1. 会 費		1,669	△ 340	
		1. 一般負担金	1,189	△ 52	
		2. 特別負担金	480	△ 288	
2. 補 助 金			110	△ 40	
	1. 補 助 金		110	△ 40	
		1. 県 補 助 金	110	△ 40	
3. 雑 収 入			1	0	
	1. 雑 収 入		1	0	
		1. 雑 収 入	1	0	
4. 繰 越 金			567	71	
	1. 繰 越 金		567	71	
		1. 繰 越 金	567	71	
歳 入 合 計			2,347	△ 309	

歳出の部

(単位：千円)

款	項	目	予算額	対前年比較	摘 要
1. 事務局費			865	△ 155	
	1. 事務局費		865	△ 155	
		1. 報 酬	600	0	
		2. 賃 金	70	△ 70	
		3. 旅 費	50	△ 40	
		4. 需用費	70	△ 30	
		5. 役務費	25	△ 15	
		6. 諸 費	50	0	
2. 会議費			273	△ 30	
	1. 総 会 費		131	△ 30	
		1. 需用費	100	△ 10	
		2. 借上料	30	△ 20	
		3. 諸 費	1	0	
	2. 役員会費		142	0	
		1. 需用費	140	0	
		2. 借上料	1	0	
		3. 諸 費	1	0	
3. 事業費			1,206	△ 114	
	1. 調査企画費		291	△ 99	
		1. 賃 金	180	△ 70	
		2. 旅 費	1	△ 19	
		3. 需用費	90	0	
		4. 役務費	20	△ 10	
	2. 促進対策費		655	△ 275	
		1. 旅 費	80	△ 70	
		2. 需用費	120	0	
		3. 活動費	450	△ 200	
		4. 諸 費	5	△ 5	
	3. 中央要望活動費		260	260	
		1. 旅 費	160	160	
		2. 需用費	100	100	
4. 予備費			3	△ 10	
	1. 予 備 費		3	△ 10	
		1. 予 備 費	3	△ 10	
歳 出 合 計			2,347	△ 309	

平成19年度一般負担金(案)

No.	市 町 名	人 口 (人)	平等割 (円)	人口割 (円)	合 計(円)
1	三 次 市	59,314	23,000	297,000	320,000
2	庄 原 市	43,149	23,000	216,000	239,000
3	安 芸 高 田 市	33,096	23,000	166,000	189,000
4	三原市(久井地域)	5,184	23,000	26,000	49,000
5	安 芸 太 田 町	8,238	23,000	42,000	65,000
6	北 広 島 町	20,857	23,000	105,000	128,000
7	世 羅 町	18,866	23,000	95,000	118,000
8	神 石 高 原 町	11,590	23,000	58,000	81,000
合 計		200,294	184,000	1,005,000	1,189,000

算出基礎： 平等割：23,000円

人口割：人口数に5円を乗じて得た額を1,000円単位で切り上げた額。

人口数値：平成17年国勢調査による。

広島県内陸部振興対策協議会会員名簿

平成 19 年 6 月 1 日現在

職 ・ 氏 名	
県 議 会 議 員 小 島 敏 文	県 議 会 議 員 児 玉 浩
県 議 会 議 員 小 林 秀 矩	県 議 会 議 員 野 村 常 雄
県 議 会 議 員 下 森 宏 昭	—
三 次 市 長 吉 岡 広小路	三 次 市 議 長 伊 達 亮 詞
庄 原 市 長 滝 口 季 彦	庄 原 市 議 長 八 谷 文 策
安芸高田市市長 児 玉 更太郎	安芸高田市議長 松 浦 利 貞
三 原 市 長 五 藤 康 之	三 原 市 議 長 真 嶋 智
安芸太田町長 佐々木 清 蔵	安芸太田町議長 長 尾 勝 美
北 広 島 町 長 竹 下 正 彦	北 広 島 町 議 長 加 計 雅 章
世 羅 町 長 山 口 寛 昭	世 羅 町 議 長 水 間 茂
神石高原町長 牧 野 雄 光	神石高原町議長 岡 崎 奠

広島県内陸部振興対策協議会会則

- 第1条 本会は、広島県内陸部振興対策協議会と称する。
- 第2条 本会は、次に掲げるもので組織する。
広島県内陸部関係市町長
広島県内陸部関係市町議会議長
広島県内陸部選出の県議会議員
- 第3条 本会は、広島県内陸部市町相互の緊密なる連絡を図り、民生、教育、産業、交通、文化等について諸施策の改善向上を期し、内陸部の繁栄と発展を促進することを目的とする。
- 第4条 本会の事務局は、副会長所在市とし、別に事務局長を置くことができる。
- 第5条 本会に次の役員を置く。
- | | | | |
|---|------|-----|---|
| 1 | 会長 | 1 | 名 |
| 2 | 副会長 | 2 | 名 |
| 3 | 幹事長 | 1 | 名 |
| 4 | 副幹事長 | 1 | 名 |
| 5 | 理事 | 若干名 | |
| 6 | 監事 | 2 | 名 |
- 第6条 役員の任期は2カ年とし、再選を妨げない。
- 2 補欠のため就任した役員の任期は前任者の残任期間とする。
- 第7条 本会役員は通常総会において選任し名誉職とする。
- 第8条 会長は、本会を代表し会務を統轄する。
- 第9条 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代理する。
- 第10条 本会に、顧問を置くことができる。
- 2 顧問は、会長が委嘱する。
- 第11条 本会は、毎年1回通常総会を開催し、必要に応じ臨時総会ならびに、理事会を開く。
- 第12条 本会の運営を円滑にするため、次の専門部会を設け、部会員は理事をもって構成する。
総務部会 産業部会 建設部会
- 2 部会活動に必要と認める場合は参与として地域に関連をもつ産業・経済団体等の代表者に参加を求めることができる。参与は会長がこれを委嘱する。
- 第13条 本会の経費は補助金、特別会費および市町の負担とする。
- 第14条 本会の会費は、5月末日までに納付するものとする。
- 第15条 毎年通常総会で会長は会務を報告する。
- 第16条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終るものとする。
- 第17条 会則の変更は総会の同意を得なければならない。

- 附 則 この会則は、昭和42年6月14日から施行する。
- 附 則 この会則は、昭和47年4月1日から施行する。
- 附 則 この会則は、昭和48年6月13日から施行する。
- 附 則 この会則は、昭和50年6月24日から施行する。
- 附 則 この会則は、昭和51年4月1日から施行する。
- 附 則 この会則は、昭和53年2月16日から施行する。
- 附 則 この会則は、昭和54年6月11日から施行する。
- 附 則 この会則は、昭和58年6月7日から施行する。
- 附 則 この会則は、平成5年5月24日から施行する。
- 附 則 この会則は、平成17年6月3日から施行する。